

爾番家へ被下候

右は手柄にて

右之通先例より頂戴仕候間此度茂被爲仰付被下候はヨミ

寶保貳年戌二月

橋元村莊屋

德右衛門

ケ村共に難有奉存候

同村年寄

藤左衛門

以上 本多主膳正知行所

神領村莊屋 茂左衛門

平右衛門

御奉行様

同村肝煎

平右衛門

名勝「松島」と觀光道路(二)

志摩津生

(完)

目次

- 一、緒言
- 二、松島公園
- 三、名勝松島の史蹟
- (イ) 瑞巖寺

- (ロ) 五大堂
- (ハ) 觀欄亭
- (ミ) 雄鳥
- 四、「松島」探勝の交通機關
- 五、「松島」探勝の交通機關

六、結　　言

(ロ) 五大堂

船着場を右の方へ行けば五大堂がある。五大堂は大同二年坂上田村麿呂の造営に係る毘沙門堂だつたが、慈覺大師が延福寺開基の時之れに五大明王の像を安置したのである。本堂は後に廢棄したが、政宗公が白石城を攻むるとき之れに戦勝を祈願して大勝を博したので、同九年六月修理を初め十二月に落成したのである。構造形式は方三間・單層屋根室形、本瓦葺きであつて明治三十四年に特別保護建築物に指定せられ、大正十三年に縣に於いて之れに修理を加へ翌年竣工したものである。五大堂に行く道の橋は透し橋(又は渡江橋)と謂つて角材を梯子の様に、間を透して並べた計りで更に板を張つてないから之の橋を渡るときに足の下に深い海水が見えて目が眩む様になる。二橋の間にある小祠はもと薬師堂の麓八幡崎にあつて欽明天皇の御宇に勅使が參向した松島八幡で寛永年間一代忠宗公が此處に移したものである。其の側に、

「日の暮れぬひはなけれども秋の暮」

の句を刻んだ六尺餘りの碑が立つてゐる、五大堂の東に廣場があり、其の東端の丘を寶珠崎(又は法師崎)と謂ひ舊藩時代に之の東海岸に伊達家の御舟倉があつた、政宗公は大船孔雀丸を初め多くの船艇を之れに收めて、水手二十餘人に之れを保管せしめてゐて、時折此處に遊覧して船頭の唄ふ船唄にローカル的な興をそゝいだのであつた。

御　　舟　　唄

さゞ波よする水浦や　にほてる比叡の山よりも

向ふ鏡に月見れば　志賀からさきの松の色

比良や小松の千歳ふる　老人の婆も白髪の

神の宮居は幾久し　秋の夕におもひたち

そことも知らず行きくれて　一夜かり寝の草枕

軒端にすだく蟲のこゑ　物のあはれは秋こそと

つれゝゝ草にいひおきし　言葉の花の古も

今もかはらぬながめとて　かたる間に秋の夜の
月の行方にみよしの、たのむ雁の一と聲は

鳴かずに遠くおとずれて いづくに羽を休むらん

君が方へとやる文を 何とかいひてもしほぐさ

かき集めたるかひもたゞ 命のうちにあれかしと

祈る契りは初瀬山 尾への鐘の夕ぐれに

よそに聞きたや我が心 瑞巖寺の廊の長押にかけてある孔雀丸の額は當時の遺物である。

(八) 觀欄亭

船着場の左の小高い所が通稱月見崎と謂つて此處に仙臺公の休息所であつた觀欄亭がある。初め政宗公が此處に幽居を構へて游息の所としたが正保二年春焼失した現在のものは文綠年間政宗公が秀吉公より賜はつた伏見の行殿を江戸品川の藩邸に移築したのを二代忠宗公が船で運んで此處に移し月見御殿と稱して國守の納涼觀月の場所としたのであつた。建物は東南向きで木羽葺平家、十八疊の間が二つから成つて居り海に面して縁を繞らしてゐる、此處からの眺望は極めて良く近くは福浦島、經ヶ島、遠くは金華山迄見渡

(九) 雄島

小松崎を廻つて數十歩の渡月橋を渡れば雄島である。五

大堂と共に松島の名所の一つで幽寂塵界を離れて山海の靈氣を鐘めた地であるから昔僧徒の思を想るには最も適當な場所であつた。それで見佛上人が籠居十二年の間橋を渡らなかつたり、賴賢が庵を結んで二十二年間此處より一步も出なかつたと傳へられてゐる、又雲居和尚が毎夜座禪に通つたと謂はれて居るのも此の雄島である。

橋から右の道を通つて島の南端に出ると名高い賴賢の碑即ち雄島の碑がある。碑の高さ一丈、幅三尺六寸から四尺三寸、厚さ七寸、表面の周圍に雷文と唐草とを配し、頭に

され雨の日に好く、晴の日に好く全く「雨寄晴好」の語の如く、絶景の一語につき展望所としては絶好の場所である。木玄龍が書いて額に掲げられてある。北の間にある「觀欄」の額は同じく七代重村公の筆である。

雙龍相對つた上に梵字を記し右に「奥州御島妙覺庵」左に「賴賢庵主行實銘」と書いてある碑
の本文は徳治二年建長寺の唐僧寧一
山の撰で賴賢の德行を傳へるために
其の弟子匡心、孤雲等が建てたこと
を書き載せてある。此の雄島に就い
て奥の細道に、

「雄島が磯は地綻きで海に出でた
る島なり。雲居禪師別室の跡、座
禪石などあり、はた松の木陰に世
をいとふ人もまれまれ、見え待べ
りて落穂松笠など、打けぶりたる
艸の庵閑に住みなし、いかなる人
とはしらずながら、ますなつかし
く立寄るほどに、月海にうつりて
畫のながめまだあらたむ」

と記してある、此處よりの眺望は全く雄大であつて、眞に

海岸附近に出られて、松島の史蹟を觀賞することが出来る

「表松島の海洋美を満喫することが出来る。曾つて澄宮殿下

御臺臨の際親しく松島の海洋美を此
處より御展望あらせられたのである。

四、『松島』探勝の交通機關



先づ陸上交通機關として東京方面
より松島へ達するには東北本線仙臺
驛に下車して之から宮城電鐵仙臺驛
式會社の經營に依る宮城電鐵仙臺驛
(省線仙臺驛の右側)より電車に乗
車すれば築港鹽釜や、松島の臨海風
光を賞で乍ら五十分位で松島公園驛
に到着する、單に松島の史蹟名勝の
みを探勝するには之れが最も便利な
行程であつて、同驛を下車すれば附
近の三交の松や、パークホテル等を
眺め乍ら徒步にて僅々二、三丁にて

のである。又青森、盛岡方面よりの行路としては東北本線松島驛に下車し、更に松島電車株式會社經營に依る松島電車に乗車するか、或は松島海岸行きの乗合自動車に依つて海岸附近に達するのである。海岸附近では埠頭の邊りも相當に眺めは良いが、パークホテルの展望臺、大觀山、新富山、雄島、五大堂等よりの眺望も極めて良く行程に餘裕のない人や、婦人子供連れの者等は之の邊りの展望地で相當に満足することが出来る。

松島の美を船中より望む所謂松島の女性的風光を觀賞するには先の宮城電鐵に依り本鹽釜驛にて下車し、驛前の各遊覽船發着所より乗船して松島灣内を一周するのである。其の航路は大體鹽釜を發して代ヶ崎、桂島、大鷲森、白濱崎、松島、扇谷、崎山等を経て鹽釜に歸着するものと、鹽釜より海上を縫航しつゝ松島海岸に到着して海岸の風光を觀てから宮城電鐵松島公園驛より歸へるの二途がある、之の鹽釜より松島海岸に到る遊覽航路としては、

一、直航コース

一、内廻りコース

の大體此の四通りに從つてゐる、之等のコースは夫々の眺めがあつて何れも捨て難いが、先般秋父宮、同妃兩殿下がお選びになつた所謂秋父宮コースが最も眺めが良いのである。此の松島灣を船に依れば青海原を白帆點々として此の間白鷗低く飛び群鳥螺列の間を縫航して、島は何れも石と松とより成つてゐて、大なる島には大なる松、小なる島には小なる松、枝葉は潮風の弄ぶがまゝに任せて船の進むに従ひて一刻一瞬と異つた、千態萬様の眺望を展開させて所謂女性的な松島の風光を遺憾なく觀賞することが出来るのである。

五、觀光道路と觀光事業

松島灣内の諸島は大體同じ大きさを保ち互に相凌ぐことなく實に平和の相である、船中で之を見る時偶々近い島が遠景を遮ることがあつたり、岬角の突出のために眺望を妨

げられることがある。況んや灣に續く外洋の壯觀等は殆ど
窺ふことが出来ない。前後左右に種々の島々を相迎へ、相送り之等島々
の形や風光に接するのも興がないで
はないが之れは所謂女性美的な松島
であつて、眞の松島の美を觀賞しや
うとするならば唯海上を航行しただ
けでは充分ではない、もつと／＼松
島の美の真相を究め、其の特色を味
ぼうとするには必ず若干尺海上を抜
く海邊の高所で樹木や、岬崎のため
に眼界を妨げられない地點に立つて
松島灣に點在する數百の島嶼を總括
して之を浮べてゐる海岸を大舞臺と
して、之れに繞らす丘陵、之に覆ふ
大空の總べてを背景として之を一
瞬の中に收めたときに極めて男性的な松島の美が雄大に觀

賞されるのである。此の意味に於いて昔から「富山、大鷹

森、多聞山扇谷」を松島の四大觀と
謂ふて代表的な觀賞地點とされて居
たが之等は何れも附近の丘陵、山岳
から松島灣を一望した風景である。

從來より地元の松島及び鹽釜町民
は元より縣或は觀光協會邊りでも松
島の雄大なる風光を一瞬に收め乍ら
鹽釜町より海岸に沿ふて松島海岸に
至る所謂、觀光道路がないと謂ふこ
とは頗る遺憾なことで其の必要が唱
へられて居たが、相當難工事であつ
て且つ巨額の費用を要するために、
宮城縣財政の現状より考へるとき
は如何とも手の付け様もなく其の實
現は全く絶望の状態に置かれてあつ
たが、偶々昭和七年政府に於いて時局匡救の爲に大土木事

興せらるゝことには、り、而も其の工事費の三分の二が國庫より補助せらるゝ様な縣や地元のためには極めて



有利な條件だつたので茲に經濟上の問題は全く解決したと謂つて良く鹽釜・松島間の觀光道路強く醸機運が

成されて來てあとは只技術上の問題が残されたのであつた。此の殘された問題も改修計畫の端緒を得るに至つて茲に多年各方面より待望せられて居た鹽釜町より松島海岸に至る觀光道路を開設するの運に至つたのである。之れが所謂府縣道松山——鹽釜線の改修計畫であつて、即ち宮城郡松島町大字松島を起點として同郡鹽釜町大字鹽釜を終點とする延長實に九、四五四米一八、幅員四米五〇、總工事費十九萬四千九百十八圓、而も二ヶ年繼續事業と言ふ縣としては相當大規模の改修計畫であつた、今當初計畫の詳細を示せば次の如くである。

一、府縣道松山——鹽釜線當初改修計畫						
年 度 別	延 長	有効 幅員 米	工 事 費 元	工 費 補償費 元	用 地 及 機 械 費 元	雜 費 元
昭和八年度	四、四六・一〇	四・五	四、四六・一〇	四、四六・一〇	一一	一一
同 九 年 度	四、九九・三	四・五	四、九九・三	四、九九・三	一一	一一
計	六、四四・六	一七、九六	一七、九六	一七、九六	一一	一一

事業の性質上工事を第一期、第二期に分割して、第一期工事は昭和八年八月二十日に工事に着手して昭和九年九月三

十日に竣工したのである、第一期工事は宮城電鐵本鹽釜町驛附近より一、六五三米七六の區間と松島町大字松島より扇谷附近までの延長一、九五九米一五の區間(圖面參照)で結局鹽釜町より松島海岸に向ふ入口と、松島海岸より鹽釜町に向ふ出口との工事で費用の關係上中間の箇所を後年度に残した譯である。而して第一期工事の竣工狀況は大體次の如くである。

一、府縣道松山——鹽釜線第一期工事竣工調

年 度 別	延 長	有効工事 幅員費 米	工 費 元	用 地 及 機 械 費 元	補 償 費 元	雜 費 元	年 月 日	年 月 日	手 竣 功
昭和八 年	八、六三・三	七、四六	七、四六	七、四六	一一	一一	昭和八年 八月三十日	昭和九年 八月三十日	昭和九年
年 度	度	度	度	度	度	度	年	年	年

次いで第二期工事は昭和九年五月二十二日に工事に着手して昭和十二年三月三十一日に竣工したのである。第二期工事は第一期工事に於いて述べたる如く松島町扇谷附近より鹽釜町に至る第一期工事の中間部分であつて此の延長五、一一米九五と、宮城電鐵鹽釜驛附近より鹽釜町のメーンストリートに連絡すべき九七七米六〇の區間であつて第二

期工事の竣工状況は大體次の如くである。

一、府縣道松山——鹽釜線第二期工事竣工調

年 度 别 延 長	有效 幅員	工事費	工 費	用 地 及 補償費	機械費	雜費	着 手	竣 功
米	米	円	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
六〇〇〇、五〇〇	四〇〇	一三〇、五〇〇	一〇〇、三〇〇	三〇、八〇〇	一、五〇三	一、五〇三	昭和九年五月二十二日	同月三十日
計		一〇、七〇一・只	三三、三七	一六、一〇一	三、五〇七	二、五〇六		

右の竣工調書に依つて本工事の總決算をして見れば、當初計畫工事費十九萬四千九百十八圓が二十二萬三千二百十七圓となつて總額に於いて二萬八千二百九十九圓の増加を來たし又着手より竣工に至る期間は昭和八年八月二十日より

昭和十二年三月三十一日迄に至る滿三年八ヶ月を要してゐる、本工事箇所は恰も宮城電鐵の線路附近であつたために深夜のみの岩石爆破工事や、嚴冬の水中作業に依つて極力工事の進捗を計り、此の間奪き人命の傷害等本道路竣工の裏には隠れたる種々の悲劇が織込まれてあり、工事擔當者の並々ならぬ努力が窺がはれる次第である。

竣工した鹽釜——松島間の觀光ドライブウェーは丘陵

を攀ぢ海邊に出て所謂松島灣の長汀、曲浦を迂餘曲折するもので車窓より松翠濃かなる點々たる島の風情を眺め、白帆碧艇を指呼し得るの絶景は正に、

「衆美歸松州 天下無山水」

の境地である、宮城縣觀光協會に於いては之の天下の名勝と觀光道路を廣く天下に紹介する意味に於いて昭和十一年

五月二十一日蘇峰徳富翁一郎氏の來遊を機會に親しく之の觀光道路より松島灣の眺望の觀賞を乞ひたると共に同氏も殊の外此の景勝を觀賞して「ドライブウェー」の要所々々に夫々此の風景の特色を現はす様な左記の如き名稱を附せられたのであつた。即ち

一、鏡美浦（圖面参照）

一、瑞鳳ヶ丘（同）

一、隻奇梁（同）

一、寄勝臺（同）

一、臥龍崎（同）

等々である。之より先き本觀光道路完成の見込が付くと共に縣に於いては益々松島の認識を天下に深めんが爲に積極的に活動を開始したのである。即ち昭和八年四月に宮城縣土木部内に觀光係を設けて縣下各方面の觀光事業の統制指導に乗り出すと同時に宮城縣觀光協會の設立が具體化して遂に之が設置を見るに至つたのである。本協會の設立の趣旨や、使命に就いては同年十一月三十日仙臺鐵道局に於いて、開催せられたる觀光客誘致座談會に於いて、當時の宮城縣土木部長伊藤覈氏が大體次の如く述べられてゐる。「私の申上げることは宮城縣觀光協會の設置の趣旨と謂ふ問題であります。近來度々觀光協會設立の話がありました
が、斯ういふ問題は極めて根本的の問題でありますて、言

ふことは易くして實現に到達するには多くの道程を経なければならぬのであります。今日の狀態としては必ずしも無駄ではないのでありますから茲に改めて申上げ度いと思ふのであります。

く唯松島のパークホテルのみで其れ以外の旅館は到底充分に外人の觀光客を招くことが難かしいのであります。何か假に日本式の旅館に外人を泊めることの出来る様に準備を爲す方法はないものでせうか、元來設備は何と謂ふも資本を必要とするのでありますが、大資本の財源は殆んどないのです。此の有力なる資本の乏しいことも誘致に及ぼす影響が大分あると思ひます。宣傳紹介の方法に就いて考へて見ると松島の見物だけで鳴子青根等の温泉地を觀賞せずに歸つたり、又温泉だけで松島に寄らずに歸つたりすることは極めて残念なことであります。之に對して何とか方法は無いものでせうか、青根、鳴子に誘致することも宣傳紹介宜しきを得るならば強ち無理なことではないと思ひます。

又觀光のプログラムに就きましても地方の事情にうといプログラムを以つては到底満足なる誘致は出來ないのであります。現在の状態から言ひますといふと此の方面の御世話を願つてゐる爲には地元は進んで充分研究して居ると言

ふことは遺憾乍ら現在では言ふことは出来ないぢやないかと考へられる。各地々々の旅館邊りが徹底して居らぬ様に思ふのであります。接客法に就いて考へて見ましても本縣に足を入れる者は果して好感を與へて居るであらうか。松島を見物して歸へりに温泉地に寄つても何等かの不満を以つて歸へる等と言ふことになつては九枚の功を一簞に貽くと言ふ虞れがあるのでないかと云ふことを考へられるのであります。之等はほんの一例に過ぎないのであります。之等を考へて見ると云ふとそれを考へて見ましても一つの團體、況んや一旅館の微力を持つては到底出來ないのです。又其れと同じ様に此の事業は勿論官廳、其の他縣又は市で此の官廳方面的努力に依ることは之は申し上げる迄もないのであります。況んや今日では各府縣の競争の時代でありますから本縣に於いても一丸となつて官民一致あらゆる方面に力を合はせてやることは大切なことであつまして此の説を唱へました所が各方面に御賛成がありまして先般觀光協會を組織する様になつたのであります。之

が宮城縣觀光協會の設立趣旨の概略であります。斯ういふ大體の趣旨であります。が現在の宮城縣はどういふ事業方針を建てゝ居るかと申しますと今後總會を開いて其れに依つて進むのであります。が、大體觀光地、溫泉地に支部を設けまして觀光網を設け「觀光道路」を建設致しまして宣傳紹介をして客を誘致することが其の事業方針であります。縣、鐵道省、國際觀光局、仙臺鐵道局、ツーリスト、各地の觀光協會と提携して共に事業を進めることが第二であります。其れから名所、舊蹟、溫泉の宣傳、ポスター・パンフレット、寫真、繪葉書を作ることは第三であります。第四に内外の觀光團體を積極的に誘致すると言ふことも其の一つの方針であります。第五は觀光施設の調査改善、交通、運輸、或は旅館、其の他の施設方法を調査して之に對する適當なる改善の途を講ずる……尚之を具體的に申しますならば觀光道路の建設乃至バスに關する色々の施設、松島灣にある色々の汽船、モーターボート、金華山行き汽船の設備の改善、觀光道路、溫泉地の交通機關の調査改善及公園自

體の工作機關として極めて必要なるゴルフ場の如きも觀光協會として調査して實現せしめたいと思つて居るのであります。其の他旅館のサービスも大問題であらうと思ひます。第六は名產品の紹介及其の改善であります。本縣の名產品の紹介宣傳を致しまして、更に又各府縣の溫泉地、縣内の觀光地、溫泉地等に物品の陳列所を造りまして物產品の宣傳紹介を爲すと言ふ様な事業、其れから機關紙の發行は觀光協會の事業の大項目と考へて居るのであります。そこで本年は觀光協會が生れて始めての年でもあります。支部の會長であるとか、或は會員を廣く叫合する等に努力を要しましたのでまだ事業の初店でありまして餘り大きな事業に手を付けることが出來なかつたのであります。が、觀光協會としてやりました仕事は御承知の如く先般五月の始めに港灣協會の總會がありましたが、宮城縣の觀光方面の宣傳と云ふ事を行ひまして『觀光の宮城縣』と云ふ鳥瞰圖を發行し、又宮城縣のパンフレットを發行しました。それから他府縣の觀光團體が宮城縣に參りました際は招待演藝

會を數回開催致したのであります。それから今一つは毎年避暑に来る外人に就いてであります。今迄如何に宣傳致しましても仙臺市に居る外人は餘り好感を持ちませんでし
たが、之等外人客を待遇し彼等に好感を與へると云ふことは觀光客誘致に極めて効果的であると考へまして、今年の夏は高山（松島附近）に避暑に來てゐる外人を待遇し様ぢやあないかと言ふことで縣の觀光協會から記念品を送り慰問に行つて來た様な譯であります。

其他觀光ボスター展覽會を開催して一萬三千人位の入

場者を見ました。大阪朝日、毎日等の種々の大新聞に縣下の紹介を載せましたのであります。又五月十一日にはパーカホテルに開催せられた鐵道省の宣傳會議に御出席の方々を招待致しまして其の方々の御意見を拜聴したのであります。之等が觀光事業を進めて行く上に有効なる催であつたと考へて居る次第であります。以上大體今年の觀光事業の内容であります。先程も申上げました様にほんの未成品であります。財政的の基礎も確立して居らぬのであり

ます。只今申上げました様な次第でありますから更に色々に就いての御意見を各方面から承りまして立派なる觀光協會を實現したいと考へて居るのであります。觀光協會の席上に於きまして觀光事業の仕事を進めるには縣の力を借りなければと言ふことに成りまして色々と御言葉を頂くのであります。此の觀光事業が非常に廣い將來のある事業でありますから、縣としても出来るだけ努力を拂つて居ると言ふことを御参考迄に申し上げて見たいと思ふのであります。

縣としては觀光係と言ふのを設けまして土木、商工、社寺等の係りの方にお願ひして觀光協會の事務を處理し、又縣自體の觀光事業の活動を進めて行き度いと思つて居るのあります。御承知の通り交通機關の整備は觀光事業の發展に重要なものですから、一般交通の點を考へて可成り澤山の事業をやつて居るのであります。其の中の重なるものを擧げて見ますと仙鹽道路（指定府縣道仙臺—鹽釜線）の鋪装、高山避暑地の觀光道路、大鷹森の渡船、

現在施行中であります。が鹽釜—松島間（ドウイブウェー）

玉造支部 作並支部 秋保支部 大河

に十數萬圓の金を投して松鹽觀光道路の工事を施行政致して

原支部 白石支部 氣仙沼支部

居ります。それから松島町の事業として縣費補助の下に參

萬圓をかけて松島海岸より福浦島へ通する橋を造つて居り

置スルコトヲ得

ます、作並（温泉）の橋も、大河原—青根間の道路、白石—

第四條 本會ハ縣内ニ於ケル史蹟名勝、温泉地其ノ他
ノ觀光地ノ開發並ニ之ガ紹介宣傳ニ努メ内外

遠刈田間の道路、以上の様に觀光地の交通に關する改善を

但シ會長必要アリト認メタルトキハ支部ヲ增
爲して居る様な狀態で尙觀光事業の重大性に鑑み縣では觀

光協會に對し補助金を交付して居る様な狀態であります。

第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行

大體以上の如くで本縣觀光協會設立の趣旨と觀光事業の將

フ

來に就いて抱負を申し上げた心算で御座います。」

第六條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行

宮城縣觀光協會々則（昭和八年三月制定したるも同十二年五月に至り之を廢止し新たに制定したもの）

及講演會、展覽會等ノ開催

二、名產品ノ紹介並ニ其ノ改善

三、内外觀光團、視察團ノ誘致勸奨

四、觀光觀察ニ必要ナル交通機關、旅館其ノ
他ノ設備並ニ其ノ改善

五、其ノ他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル

第一條 總則
第一條 本會ハ宮城縣觀光協會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ヲ宮城縣廳内ニ置ク

第三條 本會ニ左ノ支部ヲ置ク

仙臺支部 鹽釜支部 松島支部 石卷支部

說苑

第二章 會 員

第六條 本會員ハ支部ヲ以ツテ之レニ充ツ

第七條 會員ハ毎年四月三十日限り其ノ年度分ノ會費ヲ本會ニ納付スルモノトス

第八條 本會ノ會員ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノハ

總會ノ決議ヲ以ツテ之ヲ除名スルコトヲ得

一、本會ノ名譽ヲ汚損シタルモノ

二、本會ノ會則又ハ會則ニ基ク規約ニ違背シタルモノ

第三章 役員及職員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長

二、副會長

三、理事

四、副會長ハ宮城縣知事ヲ推戴ス

五、理事ハ會長之ヲ委嘱ス

第十條 會長ハ宮城縣總務部長及土木部長ヲ推戴ス

十一條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ會議ノ議長ヲナル

第十一條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ會議ノ議長ヲナル
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル理事之ヲ代理ス

理事ハ會務ヲ執行ス

會長ハ理事中ヨリ常任理事一名ヲ委嘱ス

役員ノ任期ハ三ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ

殘任期間トス

第十三條 役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄

其ノ職務ヲ行フモノトス

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱

一、幹事
二、主事
三、若干名

副會長ハ宮城縣總務部長及土木部長ヲ推戴ス

理事ハ會長之ヲ委嘱ス

主事ハ會長之ヲ委嘱ス

三、書記　若干名

四、嘱託員

若干名

職員ハ上司ノ命ヲ受ケ會務ニ從事ス

第五條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

顧問ハ本會重要事項ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ヘ

又ハ意見ヲ開陳ス

第十六條 會長ハ役員及職員ニ報酬又ハ賞賛ヲ給スルコトヲ得

第四章 會議

第十七條 會員總會ハ毎年一回之ヲ招集ス

但シ會長ニ於イテ必要ト認メタルトキ又ハ會員數ノ三分ノ一以上ヨリ請求アリタルトキ會

長之ヲ招集ス

第十八條 總會ニ於イテ議決スヘキ事項ハ左ノ如シ

一、會則ノ變更

二、歲入歲出豫算

三、決算ノ認定

四、重要ナル事業ノ施行ニ關スル事項

第十九條 總會ノ議決スヘキ事項ニシテ急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナキ場合ハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得

此ノ場合ハ次ノ總會ニ報告スルコトヲ要ス

第二十條 會議ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以ツテ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第五章 會計

第二十一條 本會ノ經費ヘ會費、寄附金、補助金、其ノ他ノ收入ヲ以ツテ之ニ充ツ

第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第六章 支部

第二十三條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長

二、副支部長

前項ノ外支部ニ必要ナル職員ハ支部規則ヲ以

ツテ之ヲ定ム

六、結 言

第二十四條 支部ノ組織ハ別ニ定ムル處ニ依ル

附 則

本則ハ昭和十二年五月二十六日ヨリ之ヲ施行ス
昭和八年宮城縣觀光協會々則ハ之ヲ廢止ス

以上の如く宮城縣觀光協會は昭和八年創設以來各方面と良
く連絡を採つて年々增加してくる觀光客に對して充分なる
満足を與へんが爲に着々と諸種の事業を遂行して來て相當
見るべき成績を擧げてゐるのである。因みに同會調査に依
る仙臺、鹽釜、松島等の觀光客は大體次の如くである。

仙臺 鹽釜 松島の觀光客調

地名	昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
仙臺	五六六六六	五五、二六	五七、三六	六六、五五	六六、五五
鹽釜	三三、六〇	三三、八〇	三六、九四	三七、一〇	三七、一〇
松島	二〇、五九	二〇、六〇	二七、四二	二七、五五	二七、四八
計	一一、五五	一〇、五〇	一一、五五	一一、五五	一一、五五

註 昭和七年より昭和十年迄は四月より三月に至る期間にし
て昭和十一年は四月より十二月に至る期間とす。

尙宮城縣は松島開發に對しては相當の重點を置き宮城縣
松島公園事務所を設けて松島公園の施設經營を専門的に調
査、研究せしめ、一方又縣觀光ホテルの經營を企劃して之
れの實施計畫豫算は既に昭和十一年の通常縣會に於いて議
決せられたのである。今之が建築設計等具體的問題に就い
ては關係各省との間で打合せ中で近き將來に於いて理想的
な觀光ホテルが完成して松島遊覽客の利便を益すことに成
るであらう。此の觀光道路の完成と近代的觀光ホテルが建
設せられた暁は、

「わしが國さで見せ度いものは

むかしや谷風今伊達様」

と人口に膾炙されたるお國自慢の民謡に尙一つの花を副へ
るものであらう。

(完)

(参考圖書 小倉博氏著「松島」)